

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第十五号

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、令第五条第四項の運動施設を徳島県鳴門総合運動公園に設ける場合に関する当該条例で定める範囲は、当該運動施設に限り、徳島県鳴門総合運動公園の敷地面積の百分の十二を限度として法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第三のその二の表陸上競技場用照明施設の項を次のように改める。

陸上競技場用照明施設				
照度特	照度一	照度二	照度三	照度四
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
一五、五七〇円	一〇、三八〇円	五、一八〇円	三、一一〇円	二、二〇〇円

別表第三備考第七項中「の二」を「及び陸上競技場用照明施設の二」に改める。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の三第二項にただし書を加える改正規定 公布の日

二 前号に掲げる規定以外の規定 令和五年四月一日